

浜松市エリアリノベーション推進事業費補助金要綱をご確認のうえ、ご記入願います。

浜松市エリアリノベーション推進事業費補助金事前チェックシート

(記入日： 年 月 日)

申請予定者： (連絡先： - -)

空き店舗の住所： _____

1 空き店舗について

- 物件の契約前であること（契約は補助金交付決定日以降に可能。補助金交付申請書の提出から交付決定まで1か月前後かかるため注意。）
- 中心市街地（要綱第2条別図）に所在する店舗用賃貸物件であること※集合住宅（マンション、アパート等）の住居専用部分でないこと
- 物件所有者等に、1か月以上空き物件であったことを確認していること
- 店舗面積1,000㎡以上の大型店内のテナントとしての出店でないこと

2 申請条件について

- 風俗営業、社会通念上公序良俗に反する事業、宗教活動や政治活動を主とする事業でないこと
- 市、県、国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業でないこと
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び常時雇用する従業員数が300人以下の一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（みなし大企業は対象外）
- 中心市街地の空き店舗に新しく出店するものであること（補助対象エリア内の移転は対象外）
- 申請者が過去3年間にエリアリノベーション推進事業費補助金、空き店舗利活用事業費補助金又はリノベーションまちづくり推進事業費補助金の交付を受けていないこと（ただし、過去に補助対象事業店舗に隣接の空き店舗又は同一建物の別階に新規出店する場合は交付対象とする）
- 出店する店舗の業種が、別表1に掲げる業種のいずれかに該当すること
- 週5日以上営業する事業であること
- 家守会社等による空き店舗リノベーション貸付事業の場合は、第11条に規定する実施報告書（第11号様式）提出までに募集を開始し、新たな店舗が開設されること。

3 重要確認事項について

- 補助金申請年度における実施事業であること（物件契約締結～改装工事の支払い完了、実施報告書提出まで。対象経費は補助金交付申請の年度内に契約・支払い等したものに限る。）
- 物件の賃貸借契約、工事費用の支払い等は補助金交付申請書の申請者と同じ名義で行うこと。
- 領収書又は支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。
- 対象経費は全て税抜き金額で申請すること。
- 補助対象経費について、最終的に請求書や領収書を確認し、補助対象の有無を審査するため、審査の結果補助対象外となる可能性もある。（例：備品や家具等の購入・設置費用等、設置工事を伴わない清掃等は補助対象外。※電気設備工事は照明やコンセント等の設置を想定しており、冷蔵庫等の家電は補助対象外。）
- 補助金の交付を受けてから原則として6か月以内に営業を開始しないとき、若しくは1年以内に当該事業を廃止し、又は当該店舗を移転した場合、補助金の交付決定が取消しとなる

〔別表1〕対象業種一覧

大分類	中分類	小分類	事例等
I 卸売、小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業	いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所
	57 織物・衣類・身の回り品小売業	570 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く	呉服、服地、衣服、寝具、靴、帽子、洋品雑貨、小間物、その他身の回り品を小売する事業所
	58 飲食料品小売業	580 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く	野菜、果実、食肉、鮮魚、酒、菓子、パン、そう菜、乾物、その他飲食料品を小売する事業所
	59 機械器具小売業	590 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く	自動車、自転車、電気機械器具、電気事務機械器具、それらの部分品、付属品を小売する事業所
	60 その他の小売業	600 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く	家具、金物、医薬品、化粧品、書籍、文房具、スポーツ用品、娯楽用品、楽器、時計、その他商品を小売する事業所
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	760 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く 766 バー、キャバレー、ナイトクラブのうち、キャバレー、ナイトクラブを除く	食堂、レストラン、専門料理店、居酒屋、喫茶店等
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業	飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	780 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く	クリーニング業、理容店、美容室、銭湯業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサロン、その他身の回りの清潔を保持するため又は心身のリラクセス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所
	80 娯楽業	801 映画館、802 興行場（別掲を除く）、興行団（8021 劇場）、804 スポーツ施設提供業	映画館、劇場、スポーツ施設
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾、824 教養・技能教授業	学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、そろばん、英会話、スポーツ等）

備考 対象業種は、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づく。

お問合せ先／事前相談先（予めお電話のうえ、事前チェックシートをご持参ください。）

浜松市まちなか政策課 電話：457-2095 mail：machinaka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2（本庁 6 階）

【浜松市記入欄】

- 事業内容〔業種： / 概要： 〕
- 開店予定日〔 〕
- その他〔 〕